



文京区中高層共同住宅等 A E D 設置助成制度

助成対象者

区内の中高層共同住宅等（裏面参照）の所有者、管理する団体・法人

※A E Dの設置について、集会の決議が必要です。

※特定の個人が使用する場合や既に助成金の交付を受けている場合を除きます。

助成要件

- ・ 人を介さずに24時間誰でもA E Dが使える状態とすること。
- ・ 設置したA E Dが24時間誰でも使える旨の表示を行うこと。
- ・ A E D収納ボックス等により、A E Dが適正に作動する環境で保管すること。
- ・ A E Dの設置場所が容易に把握できるよう、当該設置場所を標示又は案内するサインボード等を掲示すること。
- ・ A E Dの盗難等により設置の継続が困難となる事態に備えた保険に加入又は契約を締結すること。
- ・ 区がA E Dの設置場所を公開することに承諾すること。
- ・ 一般財団法人日本救急医療財団が提供する「財団全国A E Dマップ」に設置場所を登録して公開すること。

助成対象経費

- ・ A E D（本体・バッテリーパック・搬送用バッグ・除細動パッド・救急セット）の購入又はリースに係る経費
 - ・ 収納ボックス及びA E Dの設置場所を標示又は案内する物品（サインボード、設置シール等）の設置に係る経費（初回のみ。取付費用を含む。）
 - ・ 盗難等の事態に備えた保険への加入又は契約に係る経費
- ※助成金の交付を申請する日の属する年度の末日までに経費の支払をすべて完了することが必要です。（注：リース契約で3月分の経費を翌年度の4月に支払う場合、3月分の経費は助成の対象となりません。）

助成額

助成対象経費の実支出額の3分の2（限度65万円）

※1,000円未満の端数は切り捨てます。

※購入の場合の助成回数（保険費用等を含む。）は最大1回です。

※リース契約の場合の助成期間は、設置から最長7年です。



問合せ先

文京区危機管理室防災課 03-5803-1745（直通）

中高層共同住宅等

文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱（56文健管発第292号）第2条第1項第2号の表（下記の表）の用途地域の区分に応じ、同表の規模の欄に掲げる規模の建築物のうち共同住宅等であるもの

用途地域	規模
商業地域	敷地面積500平方メートル以上又は延べ面積2,000平方メートル以上
近隣商業地域	敷地面積500平方メートル以上又は延べ面積1,500平方メートル以上
上記以外の地域	敷地面積400平方メートル以上又は延べ面積1,000平方メートル以上

手続きの流れ

※書類は防災課窓口にご提出（郵送・持参）ください。
 ※事前に防災課までご相談ください。

